

手続きをせぬまま数世代にわたって放置されてしまった固定資産の登記をするためには

法定相続人の全員の合意が必要、そのためには全員の所在確認が必要

今年4月からは相続登記の申請が義務化された

**くらし**

父が亡くなり、実家の不動産の登記を調べると、土地は曾祖父の名義でした。曾祖父も祖父も故人で、曾祖父の相続財産は土地だけです。実家の土地を取得し、私の名義に変えるための問題を教えてください。

**法律相談**

**Q 亡き曾祖父名義の土地を取得したい**

**A 手間と費用要るが即手続きを**

相続が発生して、遺産分割協議などが終わらないうちに相続人の1人が亡くなり、次の相続が始まることを数次相続といいます。最初が始まった相続を「1次相続」、次に始まった相続を「2次相続」といい、民

土地を一人で取得する方がります。さらに、土地を取得するために多額の資金が必要な場合も想定されます。すなわち、相続人は相続財産のうち法定相続分について権利を主張できますが、自分の法定相続分以上の遺産を取

相続人が複数存在する場合、遺産は全相続人の共有ですので、原則としてこの要件を満たしません。手間やお金がかかるのであれば放置して実家に住み続けるとお考えかも知れません。しかし、今年の4月から相続登記の申請が義務化され、罰則もあるため、質問者が亡くなった後に4次相続が発生するとさらに相続人が増えるなどして、お子さんなどの相続人が苦勞することになります。今のうちに手続きを行うことをお勧めします。

(弁護士・中澤広明)  
◇第1、3水曜に掲載します。

「質問の場合も、数次相続の状態であるため、通常の相続とは異なった問題点があります。」

「質問の方も「自分の一人の所有である」と認識

「土地を一人で取得する方がります。さらに、土地を取得するために多額の資金が必要な場合も想定されます。すなわち、相続人は相続財産のうち法定相続分について権利を主張できますが、自分の法定相続分以上の遺産を取

「質問の方も「自分の一人の所有である」と認識